

木材を利用した官庁施設の保全等に関する検討会（第2回）議事概要

日時 平成27年12月7日（月）10:00～12:00

場所 中央合同庁舎第2号館13階 官庁営繕部入札室

1. 開会
2. 議事
 - 1) 前回の議事概要
 - 2) 木材を利用した建築物の事例調査結果
 - 3) 調査・検討成果のとりまとめ（素案）
3. その他
4. 閉会

（配布資料）

- 資料1 第1回検討会 議事概要（案）
- 資料2 第1回検討会 委員指摘事項
- 資料3 木材を利用した建築物の事例調査結果（概要）
- 資料4-1 建築物等の利用に関する説明書（素案）
- 資料4-2 （仮称）官庁施設の適正な保全に資する木造整備指針（素案）

（出席者）

- 委員 中島座長、稲山委員、柿沼委員、槌本委員、宮武委員
- 事務局 国土交通省官庁営繕部整備課 木材利用推進室長、
国土交通省官庁営繕部計画課 保全指導室長
- オブザーバー 林野庁林政部 木材産業課 係長

議事 1) 前回の議事概要について

事務局より資料 1、資料 2 に基づき説明

議事 2) 木材を利用した建築物の事例調査結果について

事務局より資料 3、参考資料 2 に基づき説明

【委員】 資料 3 の 4 ページ目に点検マニュアル保有状況が示されているが、点検マニュアルやチェックシート、利用説明書の資料を提供してもらっているか。

【事務局】 収集できたものもある。

【委員】 具体的な点検方法や点検周期について内容を分析すること。

【委員】 官庁営繕の施設では、点検マニュアルや利用説明書について何年ごろから義務づけていたのか。

【事務局】 いつから渡しているかは調べないと分からない。

【委員】 建築基準法に基づく点検とあるが、義務として行うものなのか。

【事務局】 特殊建築物は建築基準法で義務付けしている。事務庁舎等の場合、5 階建て以上、かつ 1,000 m²以上の建物が、建築基準法の点検対象。官庁施設については、より小規模な 200 m²以上または、2 階以上の事務所に点検を義務付けている。

【委員】 定期点検の周期について、今回の資料から情報が得られたか。

【事務局】 今回の調査では、そこまで調べていないが、点検の時期は年に 1 回であったり、大雨や強風の時であったり、という確認はとれている。

【委員】 部位別にある程度細かく、点検周期を決めていることはなかったか。

【事務局】 建物単位で一律に決められている。

【委員】 設備機器関係については、点検周期が決められているのか。

【事務局】 設備関係については、建築基準法では大体 1 年以内。他の法令では 3 か月、6 か月、12 か月といった周期のものが多い。

【委員】 現地調査対象施設の選定方法について、気候地域を分けて満遍なく選定していると思うが、北海道などは気温が低いため、生物劣化が原因だとすると活性が低い割に劣化が多い、南の地域についてはイエシロアリが生息する割に被害が少ない、そういった観点で選定していると思ってよいか。

【事務局】 資料 3 で説明した 3 つの観点で全国同じ条件により選定しており、結果的に全国満遍なく均等に施設が選定された。

【委員】 築年数の割には、不具合が少ないとか、築年数が浅いにも関わらず不具合が多い施設があるとすれば非常によい教科書になる。

【事務局】 首里城の鎖之間が築8年の割に不具合が多く、木材会館については試験的に行っているところもあると思うが、その結果、不具合が多い施設となっている。

【委員】 首里城は文化財のため復元が目的なので不具合を減らすのは難しいが、良い教科書にはなると思う。

【委員】 今回調査された施設は、数は多くないが大変興味深い調査結果となっている。

【委員】 実態調査の結果の中に、原因を記載しているが、この原因について研究調査をする必要があるのではないか。

【事務局】 原因については、限られた時間の中で実施した現地調査に基づいて推測で記載している部分があり厳密性に劣る。いろいろな不具合事例を並べ、共通する事項については原因と考えられる可能性が高いという趣旨で整理したいと考える。

【委員】 原因については注意して記載したほうがよい。深刻な問題につながる不具合と、木造ならではの不具合といえない変化、風化といった現象については分けて記載したほうがよい。

議事3) 調査・検討成果のとりまとめについて

事務局より資料4-1、資料4-2に基づき説明

【委員】 資料4-1の保全の方法（木造版）目次案に記載の項目は、施設管理者が保全を行い、専門業者に頼まないと保全できないところがあると思うが、内部、室内空間で表しになる集成材や、LVLといった色々な木質材料の構造材、仕上げ材について記載がない。

【事務局】 内装に木材を使うものについても保全対象として記載したい。また、施設管理者が確認する部位と、専門業者に頼む部位を分けて整理したい。

【委員】 接合金物についても施設管理者が確認できるところと専門業者にたのむところがあると思う。その他、異常現象が見られた後の保全の対応を記載したほうがよいと考える。

【事務局】 具体的な対応を写真と文章で示したい。

また、不具合で言うと、RC構造と木造の場合では、雨漏りに対する処置が違っていると予想している。木造の軸組が雨水に濡れた場合の扱いをどう考えれば良いか伺いたい。

【委員】 雨水がどれくらいの期間にわたって作用したかによるが、木部の痛み具合によって対処を決めなければいけない。木材保存協会の木材劣化診断の文献に腐朽・虫害に限定して詳細に書かれている。

【事務局】 施設管理者が分かり易いように具体的な表現となるようにしたい。

【委員】 資料４－１に雨漏りが発生すると腐ると記載あるが、水がかかれば腐るわけではなく、腐っているのかを点検する必要があるという記載に改めること。

また、日常点検の方法について外観目視だけではなく、点検口を開けて確認することによって分かることもあるので、点検方法について整理すること。

【事務局】 施設管理者による点検の範囲や方法について整理を行う。

【委員】 建物の構法や地域条件などの色々な環境があり、点検部位毎に点検周期が変わると思うが、どう整理するのか。

【事務局】 この保全の手引きは全ての施設にそのまま配布するものではなく、建物毎に設計者と施工者が作成するための雛形である。部位に応じた点検内容で整理することを検討していたが、それで不十分な内容は再度検討する。

【委員】 保全の手引きの中にその施設を利用している方の意見を聞く欄を設けると施設管理者が普段に把握できていないところも見えてくると思う。

【事務局】 ご意見を反映させるようにする。

【委員】 資料４－１と４－２は早い段階で、事前に送っていただけると次回検討会で議論できると思う。

以上で議事を終了する。

— 了 —